

白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

少子化対策及び子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金の支給額が50万円に引き上げられたことから、市条例を改正し現行42万円の支給額について、令和5年4月1日から50万円の支給額とするよう措置するものである。

なお、出産育児一時金については、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計額として支給することとされており、出産育児一時金は条例により、産科医療補償制度の掛金は規則により定めることとされているが、現行の市条例では出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計額を支給することとなっているため、国の定めるところにより条例と規則のそれぞれで支給額を定めるよう改正を行うこととする。

(改正内容)

	(現行条例)	(改正条例)
出産育児一時金	40万8,000円	48万8,000円
産科医療補償制度掛金	1万2,000円	0円
	(現行規則)	(改正規則)
産科医療補償制度掛金	0円	1万2,000円
合計支給額	42万円	50万円

3 施行期日

令和5年4月1日